

地域密着型通所介護 LET 'Sほほえみリハ

「第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)」

重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 ほほえみサービス
主たる事務所の所在地	〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3丁目20番1号 ドルチェ成城201号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 小林 豊
設立年月日	2012年 7月 20日
電話番号	03-6411-3092

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	LET 'Sほほえみリハ	
サービスの種類	地域密着型通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)	
事業所の所在地	〒241-0806 横浜市旭区下川井町233番地1	
電話番号	045-952-3000	
指定年月日・事業所番号	2015年 5月 1日指定	1473202768
実施単位・利用定員	1単位(9:30~12:35)	定員18人
	1単位(13:40~16:45)	定員18人
通常の事業の実施地域	旭区、緑区、瀬谷区、戸塚区(名瀬町)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

地域密着型通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)は、事業者が設置する事業所に通っていただき、排せつ等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	9時00分から18時00分まで
サービス 提供時間	1単位目 9時30分から12時35分まで 2単位目 13時40分から16時45分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
生活相談員 利用者および家族からの相談業務 利用の申込に係る調整の補助 地域密着型通所介護・第1号通所事業等の業務	常勤 2名
介護職員 地域密着型通所介護・第1号通所事業等の業務	常勤 3名 非常勤 3名 介護福祉士 5名
機能訓練指導員 機能訓練計画策定/実施	常勤1名 非常勤専従 2名 理学療法士 1名 作業療法士 1名
看護師	非常勤 3名

7. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。サービス利用に

あたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 伊吾田 浩二 岩崎 光子
管理責任者の氏名	管理者 高木 美紀

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、介護負担割合証に準じての負担割合となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護の利用料

【基本部分：地域密着型通所介護】

所要時間 (1回につき)	利用者の 要介護度	地域密着型通所介護費			
		単位数	利用者負担金		
			基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	416単位	446円	892円	1,338円
	要介護2	478単位	512円	1,025円	1,537円
	要介護3	540単位	579円	1,158円	1,737円
	要介護4	600単位	643円	1,286円	1,930円
	要介護5	663単位	711円	1,421円	2,132円

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

*上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

*利用料は地域区分の単価（2級地 10.72円）を含んでいます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
個別機能訓練 加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき） ※それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合	56単位/日	60円	120円	180円
個別機能訓練 加算Ⅱ	個別機能訓練計画などの内容をデータ提出しフィードバックを受けている事	20単位/月	22円	43円	65円
科学的介護 推進体制加算	利用者ごとのADL値、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用する。	40単位/月	43円	86円	129円
生活機能向上連携 加算Ⅱ	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う事。 個別機能訓練加算を算定している場合	200単位/月	215円	429円	644円
		100単位/月	108円	215円	322円
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士を50%以上配置している場合	18単位/日	20円	39円	58円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ(ロ)	別紙 2026年度改定後介護職員等処遇改善加算の算定要件 参照	算定単位数 の 12.7%	負担割合額 に応じる	負担割合額 に応じる	負担割合額 に応じる

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎を行わない場合	利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施していない場合	47単位/片道	51円	101円	151円

(2) の利用料

【基本部分：第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)費】

利用者の 要介護度	第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)費 (1月につき)			
	単 位 数	利用者負担金		
		基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割
要支援1	1798単位	1,928円	3,855円	5,782円
要支援2 (週1回程度)	1798単位	1,928円	3,855円	5,782円
要支援2 (週2回程度)	3621単位	3,882円	7,760円	1,1645円

- * 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- * 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- * 利用料は地域区分の単価（2級地 10.72円）を含んでいます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。(1月につき)

		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
生活機能向上連携 加算	リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行う事	200 単位	214円	429円	643円
生活機能向上 グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動をグループにて行った場合 ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない	100 単位	107円	214円	322円
科学的介護 推進体制加算	利用者ごとのADL値、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用する。	40単位	43円	86円	129円

サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数の うち介護福祉士を 50%以上配置している 場合	要支援1	72単位	78円	155円	232円
		要支援2 (週1回程度)	72単位	78円	155円	232円
		要支援2 (週2回程度)	144単 位	155円	309円	463円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ(ロ)	別紙 2026年度改定後介護職員等処 遇改善加算の算定要件 参照	算定単位 数の 12.7%	負担割合額 に 応じる	負担割合額 に 応じる	負担割合額 に 応じる	

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		単位数	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎を行わない場合	利用者が自ら通う場合や家族が送迎を行い、 事業所が送迎を実施していない場合	47単位 /片道	51円	101円	151円

(3) その他の費用

おやつ代	おやつを提供を受けた場合、1回につき100円をいただきます。
おむつ代	おむつを提供を受けた場合、1回につき100円、パット50円の実費をいただきます。
教養娯楽費	コーヒー、紅茶など費用の実費をいただきます。
送迎費用	実施地域を超えて行う通所介護に要した交通費は、事業の実施地域を超えたところから片道分1kmごとに35円をいただきます。
その他	① 個人で使用する為に購入した物の費用は実費請求をさせていただきます ② 連絡帳ケースや連絡帳を再度希望される時は実費徴収とさせていただきます (初回は除く)

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）
（その他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	約	円前後
----------	---	-----

*このサービス内容の見積もりは、居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成した概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

*この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

【利用者負担算出方法】

地域単価・10.72×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

- 1割負担 〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
- 2割負担 〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
- 3割負担 〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

(5) サービス変更、中断、キャンセル規定

利用者が、サービス提供をキャンセル、変更、又は中断する場合は、事前に下記の連絡先までご連絡ください。

<連絡先>

LET'S ほほえみリハ

TEL：045-952-3000

FAX：045-953-2266

サービス提供当日のキャンセル又は、契約の解除の場合、利用者負担金の100%の費用をお支払い頂きます。但し緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。

9. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)において感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備計画を作成し必要な措置を講じます。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

- (1) 緊急時には人命救助を第一とした対応を行います。
- (2) 家族、医療機関など、緊急連絡先に迅速に連絡を行います。
- (3) 日頃から緊急連絡網を整備し、利用者との緊急時の対処方法の確認をしておきます

1 1. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	店舗総合保険
補償の概要	損害賠償事故補償（介護事故）

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 従業者の禁止行為
従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため 緊急時やむを得ない場合を除く）その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

1 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的にを行います。

- (1) 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶとを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性 : 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	管理者 高木 美紀
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しない物とし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

16. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）	管理者 高木 美紀
--------------------	-----------

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

防災訓練実施時期：(年2回)

17. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

19. 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等との連携

- ① 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)の提供に当たり、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

20. サービス提供等の記録

- ① 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。提供した通所介護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

21. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

【事業者の窓口】 LET'S ほほえみりハ 管理者 高木 美紀	所在地 横浜市旭区下川井町 233 番地 1 電話番号 045-952-3000 受付時間 9:00~18:00 (日曜日休み)
【旭区の窓口】 旭区役所高齢・障害支援課 【緑区の窓口】 緑区役所高齢・障害支援課 【瀬谷区の窓口】 瀬谷区役所高齢・障害支援課 【戸塚区の窓口】 戸塚区高齢・障害支援課	電話番号 045-954-6061 電話番号 045-930-2315 電話番号 045-367-5714 電話番号 045-866-8452
【市町村(保険者)の窓口】 横浜市健康福祉局 はまふくコール	所在地 横浜市中区本町 6-50-10 電話番号 045-263-8084 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号 045-329-3447 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

22. 研修について

従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修 12回/年

23. 第三者評価について

実施していない

内容について、横浜市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

〔事業者〕

住 所 神奈川県横浜市旭区下川井町 2 3 3 番地 1

事業者名 株式会社 ほほえみサービス
L E T ‘ S ほほえみリハ

代表者名 代表取締役 小林 豊

管理者名 高木 美紀 印

介護保険指定番号 1 4 7 3 2 0 2 7 6 8

〔説明者〕

氏 名 印

上記内容の説明を受け、その内容に同意します。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〔契約者〕

住 所 _____

氏 名 _____ 印

1, 2026 年度改定後 介護職員等処遇改善加算の算定要件

	算定要件	加算区分			
		(I)イ	(I)ロ	(II)イ	(II)ロ
【基本要件】	賃金改定	○	○	○	○
①	月額賃金改善要件	○	○	○	○
②	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)	○	○	○	○
③	キャリアパス要件 II (研修の実施等)	○	○	○	○
④	キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)	○	○	○	○
⑤	キャリアパス要件 IV (改善後の年額賃金要件)	○	○	○	○
⑥	キャリアパス要件 V (介護福祉士等の配置要件)	○	○	—	—
⑦	職場環境等要件 (区分ごとに 2 以上の取組) ※生産性向上は 3 以上	○	○	○	○
	職場環境等要件 (HP 掲載等を通じた見える化)	○	○	○	○
⑧	令和 8 年度特例要件	—	○	—	○

2. 算定要件の説明

<p>【基本要件】賃金改善</p>	<p>介護サービス事業者又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。)は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。))を含む。)の改善(以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)を実施しなければならない。その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、特別事情届出書(事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合の届出書)の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。令和 8 年度に、令和 7 年度と比較して増加した加算額(処遇改善加算の新規算定や上位区分への移行(令和 8 年 6 月以降の処遇改善加算(I)ロ及び(II)ロへの移行も含む。)により増加した加算額に加え、令和 8 年度介護報酬改定による加算率の引上げ(令和 8 年 6 月以降の算定分に限る。)により増加した加算額をいう。)について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ(賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。)により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施して</p>
-------------------	--

	<p>も差し支えない。</p> <p>処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員、特に経験・技能のある介護職員(介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数 10 年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各介護サービス事業者等の裁量で設定することとする。以下同じ。)の処遇改善が重要であることに留意しつつ、介護サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。</p>
<p>①月額賃金改善要件</p>	<p>処遇改善加算Ⅳの加算額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算Ⅳ以外の区分の処遇改善加算を算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の 2 分の 1 以上を基本給等の改善に充てること。</p> <p>なお、処遇改善加算を未算定の介護サービス事業所等が新規に処遇改善加算を算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること)により行うことを基本とする。</p>
<p>②キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)</p>	<p>次の一から三までを全て満たすこと。</p> <p>一 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。</p> <p>三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和 8 年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和 8 年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和 9 年 3 月末までに上記一及び二の定め整備を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件 I を満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和 9 年 3</p>

	<p>月末までに当該定めを整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。</p>
<p>③キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)</p>	<p>次の一及び二を満たすこと。</p> <p>一 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び a 又は b に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。</p> <p>a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等(OJT、OFF-JT 等)を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。</p> <p>二 一について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、令和 8 年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和 8 年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和 9 年 3 月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅱを満たしているものとして取り扱うこととする。</p> <p>当該誓約をした場合は、令和 9 年 3 月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。</p>
<p>④キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)</p>	<p>次の一及び二を満たすこと。</p> <p>一 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の a から c までのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>二 一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支えない。</p>

	<p>また、令和 8 年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和 8 年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和 9 年 3 月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅲを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は令和 9 年 3 月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>
<p>⑤キャリアパス要件Ⅳ (改善後の年額賃金要件)</p>	<p>経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額(処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額 440 万円以上であること(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額 440 万円以上である者を除く)。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額 440 万円まで賃金を引き上げることが困難な場合 ・ 年額 440 万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合 <p>また、令和 8 年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和 8 年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和 9 年 3 月末までに上記の賃金改善を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅳを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和 9 年 3 月末までに当該賃金改善を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>
<p>⑥キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置要件)</p>	<p>サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、処遇改善加算を算定する介護サービス事業所等又は当該介護サービス事業所等が併設している本体施設等においてサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出を行っていること。</p>
<p>⑦職場環境等要件</p>	<p>処遇改善加算を算定する場合は、別表に掲げる処遇改善の取組を実施すること。</p> <p>その際、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ又は(Ⅱ)ロを算定する場合は、別表の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに 2 以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに 1 以上の取組を実施すること。</p> <p>また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ又は(Ⅱ)ロを算定する場合は、同表中「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち 3 以上の取組(うち⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている。又は⑱現</p>

	<p>場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等は必須)実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICT[インフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。</p> <p>さらに、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ又は(Ⅱ)ロを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p> <p>ただし、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和8年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>
<p>⑧令和8年度特例要件</p>	<p>生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。</p> <p>(ア)ケアプランデータ連携システム(厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。以下同じ。)を利用していること。</p> <p>ただし、処遇改善加算の申請時点において、ケアプランデータ連携システムを利用していない場合であっても、ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から本要件を満たしているものとして取り扱うこととする。</p> <p>尚、当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに、ケアプランデータ連携システムを利用した上で、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの利用実績について報告することとする。</p> <p>(イ)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。</p> <p>(通所介護・地域密着型通所介護は適用外)</p> <p>(ウ)介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法</p>

	人(以下単に「社会福祉連携推進法人」という。)に所属していること。
--	-----------------------------------

老発 0313 第 6 号 厚生労働省

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 8 年度分)」から抜粋・一部改定